

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行
規程の一部を改正する規程を公布する。

令和 7 年 2 月 21 日

大阪広域水道企業団議会
議長 島 弘一

大阪広域水道企業団議会規程第 1 号

大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する
条例施行規程の一部を改正する規程

第 1 条 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条
例施行規程（令和 5 年大阪広域水道企業団議会規程第 1 号）の一部を
次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人識別符号） 第 3 条 （略） （1）～（9） （略） （10） 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番 号 <u>又は同法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号の 免許情報記録の番号</u> （11）～（17） （略）	（個人識別符号） 第 3 条 （略） （1）～（9） （略） （10） 道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 93 条第 1 項第 1 号の免許証の番 号 （11）～（17） （略）

第 2 条 大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条
例施行規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定
に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（個人識別符号） 第 3 条 （略） （1）～（5） （略） （6） 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する <u>加入者等記号・番号等</u> （7） 国家公務員共済組合法（昭和 33 年 法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規 定する <u>組合員等記号・番号等</u> （8） 国民健康保険法（昭和 33 年法律第	（個人識別符号） 第 3 条 （略） （1）～（5） （略） （6） 私立学校教職員共済法（昭和 28 年 法律第 245 号）第 45 条第 1 項に規定する <u>保険者番号及び加入者等記号・番号</u> （7） 国家公務員共済組合法（昭和 33 年 法律第 128 号）第 112 条の 2 第 1 項に規 定する <u>保険者番号及び組合員等記号・ 番号</u> （8） 国民健康保険法（昭和 33 年法律第

192号) 第111条の2第1項に規定する
被保険者記号・番号等

(9)・(10) (略)

(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37
年法律第152号)第144条の24の2第1
項に規定する組合員等記号・番号等

(12)・(13) (略)

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和57年法律第80号)第161条の2第
1項に規定する被保険者番号等

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大
きいもの)

第6条 (略)

2 議長は、条例第12条本文の規定による
通知をする場合には、前項各号に定める
事態を知った後、当該事態の状況に応じ
て速やかに、当該本人の権利利益を保護
するために必要な範囲において、次に掲
げる事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファ
イルであって、専らその人事、給与若
しくは報酬若しくは福利厚生に関する
事項又はこれらに準ずる事項を記録す
るもの(アに掲げる者の採用又は選定
のための試験に関する個人情報ファイ
ルを含む。)

ア・イ (略)

(2) 条例第18条第2項第1号アに規定
する者及び前号ア又はイに掲げる者を
併せて記録する個人情報ファイルであ
って、専らその人事、議員報酬、給与

192号) 第111条の2第1項に規定する
保険者番号及び被保険者記号・番号

(9)・(10) (略)

(11) 地方公務員等共済組合法(昭和37
年法律第152号)第144条の24の2第1
項に規定する保険者番号及び組合員等
記号・番号

(12)・(13) (略)

(14) 高齢者の医療の確保に関する法律
(昭和57年法律第80号)第161条の2第
1項に規定する保険者番号及び被保険
者番号

(15)～(17) (略)

(個人の権利利益を害するおそれが大
きいもの)

第6条 (略)

2 議長は、条例第12条本文の規定による
通知をする場合には、前項各号に定める
事態を知った後、当該事態の状況に応じ
て速やかに、当該本人の権利利益を保護
するために必要な範囲において、次に定
める事項を通知しなければならない。

(1)～(5) (略)

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第9条 (略)

2～7 (略)

8 (略)

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファ
イルであって、専らその人事、給与又
は報酬、福利厚生に関する事項その他
これらに準ずる事項を記録するもの
(アに掲げる者の採用又は選定のため
の試験に関する個人情報ファイルを含
む。)

ア・イ (略)

(2) 条例第18条第2項第1号アに規定
する者及び前号ア又はイに掲げる者を
併せて記録する個人情報ファイルであ
って、専らその人事、議員報酬、給与

若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 (略)

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定等の際に通知すべき事項)

第12条 (略)

様式第1号（第10条関係）

保有個人情報開示請求書 (略)	
3 本人確認等	
ア (略)	
イ 請求者本人確認書類	
☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード (略)	
ウ～オ (略)	

又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 (略)

(開示請求等における本人確認手続等)

第11条 (略)

(1) 開示請求書、訂正請求書又は利用停止請求書（以下この条において「開示請求書等」という。）に記載されている開示請求をする者、訂正請求をする者又は利用停止請求をする者（以下この条において「開示請求者等」という。）の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) (略)

2～5 (略)

(開示決定等の通知)

第12条 (略)

様式第1号（第10条関係）

保有個人情報開示請求書 (略)	
3 本人確認等	
ア (略)	
イ 請求者本人確認書類	
☐ 運転免許証 ☒ <u>健康保険被保険者証</u> ☐ 個人番号カード (略)	
ウ～オ (略)	

様式第 3 号（第16条関係）

保有個人情報訂正請求書 (略)	
1	(略)
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード (略)
3～5	(略)

様式第 4 号（第17条関係）

保有個人情報利用停止請求書 (略)	
1	(略)
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード (略)
3～5	(略)

様式第 5 号（第18条関係）

保有個人情報取扱是正請求書 (略)	
1	(略)
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード (略)
3～5	(略)

様式第 3 号（第16条関係）

保有個人情報訂正請求書 (略)	
1	(略)
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード (略)
3～5	(略)

様式第 4 号（第17条関係）

保有個人情報利用停止請求書 (略)	
1	(略)
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード (略)
3～5	(略)

様式第 5 号（第18条関係）

保有個人情報取扱是正請求書 (略)	
1	(略)
2	請求者本人確認書類 ☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード (略)
3～5	(略)

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、同年 3 月 24 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 第2条の規定の施行の際現に改正前的大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出されている書類は、改正後的大阪広域水道企業団議会の保有する個人情報の保護に関する条例施行規程の規定に基づいて提出された書類とみなす。